

アメリカにおける知的障害者の大学進学の様況

社会福祉法人鞍手ゆたか福祉会

理事長 長谷川正人

目 次

はじめに	2
第1章 アメリカの大学視察の目的	3
第2章 アメリカにおいて知的障害者の大学進学が進んだ経緯	4
第1節 アメリカにおける知的障害者の大学進学の様景	4
第2節 高等教育機会均等法成立の経緯	5
第3章 アメリカにおける知的障害者の大学進学の様況	8
第1節 大学における知的障害者受け入れ様況	8
第2節 アメリカ全土における大学の知的障害者受け入れの全般的様況	9
第3節 マサチューセツ州における大学の知的障害者受け入れの様況	11
第4章 大学における知的障害者受け入れの具体的な取り組み様況	12
第1節 レズリー大学「Threshold Program」	12
第2節 マサチューセツ州立大学ボストン校「THINK COLLEGE Program」	13
おわりに	17

はじめに

2012 年度以降、筆者が所属する社会福祉法人鞍手ゆたか福祉会は、特別支援学校高等部卒業生の学びの場として、「福祉型専攻科カレッジ」を、福岡県福岡市、長崎県大村市、東京都新宿区、福岡県北九州市に開設した。2014 年 12 月現在、約 50 名の知的障害を持つ青年たちが、毎日カレッジに通い、仲間たちと共に青春を謳歌しながら、様々な学習や体験を行い、将来に向けた自分探し、自分作りを行っている。

そうした実践を積み重ねる中、筆者は、海外の高校卒業後の知的障害者たちの生活の状況について、インターネットウェブサイトにて情報収集を行う中で、アメリカの THINK COLLEGE のウェブサイト (<http://www.thinkcollege.net/>) に出会った。筆者はそのサイトを見て、大きな衝撃を受けた。アメリカでは、2008 年の高等教育機会均等法の改正法成立後、ものすごい勢いで、一般大学が、知的障害者を受け入れるようになったということであった。全米で既に約 250 校の大学が知的障害者を受け入れており、その流れは、とどまるところを知らず、今後もさらに全米に広がりつつあるという。(図 1 参照)

日本では、知的障害者が「学問の府」と表現される大学でキャンパスライフを送る様子というのは、想像が容易ではない。ウェブサイトでこの事実を知った時は、まさに目から鱗であった。その頃から、当法人の運営するカレッジは、高等部の延長としての「福祉型専攻科」ではなく、「福祉型大学」へと位置づけを変えた。それにより、カレッジに通う学生も、高校生ではなく、大学生としてのと

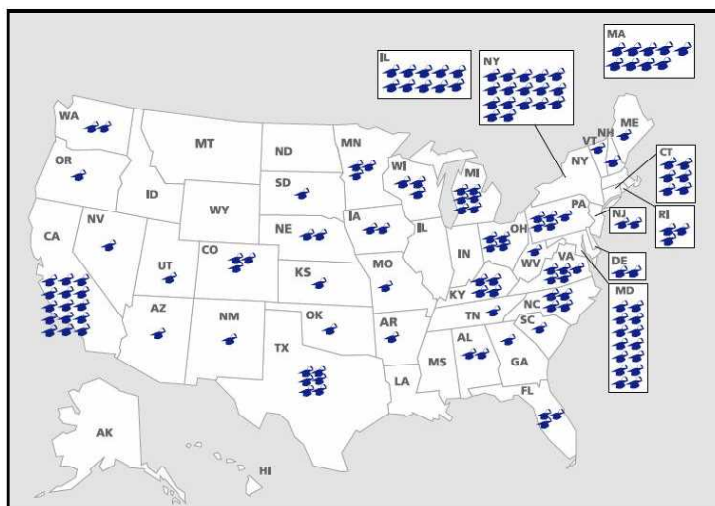


図1 2009年時の知的障害者を受け入れている大学の分布図。
当時は148校であったが、2013年には、250校に増加している。

らえ方に変更した。また、カレッジでのキャンパスライフの内容について、それまでの「学び」から、「青春謳歌」へと、実践の重点についても改めたのである。

2014 年に入り、日本もようやく「障害者権利条約」の批准国に仲間入りした。条約第 24 条「教育」第 5 項には、「締約国は、障害者が差別なしに、かつ、他の者との平等を基礎として、一般的な高等教育、職業訓練、成人教育及び生涯学習を享受することができることを確保する。このため、締約国は、合理的配慮が障害者に提供されることを確保する。」と謳われている。この条約に照らしても、例え障害があっても、そのことを理由に、高等教育を享受することができないという状況は、条約に抵触していると言わざるを得ない。わが国において、18 歳以上の青年の 70 パーセント以上が高等教育に進学する昨今、18 歳以

上の知的障害者の進学率は、わずか0.7パーセントに過ぎない。この100倍の格差をできる限り早急に縮めていくことは、条約批准国として、喫緊の課題であろう。

こうした状況の中、筆者は、アメリカの大学の知的障害者受け入れの現状を知りたい、知的障害者を受け入れているプログラムの内容等について関係者から是非話を聞きたいと考え、当法人のカレッジの運営を中心的に担っている4名の職員と共に、2014年10月28日から11月4日までの8日間、アメリカマサチューセッツ州の州都ボストンに滞在し、米国大学視察を行った。本論文は、そこで見聞きしたことをまとめたものである。

第1章 アメリカの大学視察の目的

今回の米国視察の目的は、特別支援学校高等部を卒業した知的障害者の多くが大学に進学しているというアメリカの現状をこの目で見て確認すると共に、その歴史、制度、教育内容などについて学び、今後の日本の知的障害者の高等教育のあり方について検討するための調査をすることである。

筆者らは、「Transition Matters Conference」（移行に関する会議）というマサチューセッツ州教育界全体の障



図2 Transition Matters Conference

害者の受け入れ、移行に関する会議に参加した。（図2参照）会議には、障害児教育関係者、障害者福祉行政関係者、研究者、福祉サービス事業者など、総勢500名ほどが参加していた。本来なら、この会議は、部外者の参加は想定されていないが、会議の主催者であるICI（The Institute for Community Inclusion：コミュニティインクルージョン研究所）の厚意により、特別に筆者たちの参加を認めていただくことができた。この会議への参加は、現在、米国の知的障害者の移行支援教育で先端をいくマサチューセッツ州で、どのような実践、計画、試行錯誤などが行われているかの情報収集のための絶好の機会となった。私たちは、ICI代表による基調講演の他、知的障害者の大学教育に関連する2つの分科会に参加することができた。

また、滞在中、実際に知的障害者を受け入れているレスリー大学とマサチューセッツ州立大学ボストン校を訪問し、知的障害者の大学における支援プログラムについて説明を受けた。さらに、知的障害者の大学進学を全米において中心的に推進しているプロジェクト「THINK COLLEGE」のリーダーにもインタビ

ューを実施することができた。

今回の視察でインタビューさせていただいた方は、レズリー大学の Arlyn Roffman 名誉教授、マサチューセッツ州立大学の Felicia L. Wilczenski, EdD 教授、THINK COLLEGE のリーダーでありマサチューセッツ州立大学の Debra Hart 教育コーディネーターの 3 氏である。

第 2 章 アメリカにおいて知的障害者の大学進学が進んだ経緯

第 1 節 アメリカにおける知的障害者の大学進学背景

アメリカでは、1990 年に ADA (Americans with Disabilities Act of 1990 : 障害を持つアメリカ人法) が制定されたことにより、雇用、交通機関、公共施設の利用、言語・聴覚障害者の電話利用など、あらゆる分野で障害者への差別を禁じると共に、機会平等を保障しており、平等の機会を与えないことは差別であるとされ禁止されている。ADA には、特別支援教育の対象となる生徒は、高校を卒業した後も、必要であれば 22 歳まで教育を延長することができるものと規定されている。とりわけ、重度の知的障害者などは、18 歳で高等部卒業の準備ができていれば大学進学という選択肢もあるが、そうでない場合は、22 歳までトランジション (移行) 期間としてさらに高校でライフスキルなどの授業を受けることができるのである。また、連邦政府の法律で特別支援教育を受ける対象となっている生徒は、その後の社会に出るためのトランジション教育を 14 歳から 22 歳まで受ける権利を有している。そしてこのトランジション教育において達成しなければならない分野が 3 つある。そのひとつが学問教育であり、授業の中で具体的に様々なことを学ぶことである。そして、ふたつめが移行支援であり、卒業後の進路として、就職あるいは上級の学校への進学のための支援教育である。みつつめが自立スキル教育であり、コミュニティの中に溶け込んで独立した生活を送るための支援教育である。アメリカにおける知的障害者の大学進学は、このように、ADA 成立後に実践的に発展してきた移行支援教育を土台として誕生してきた。

したがって、今日、アメリカでは、特別支援学校高等部卒業後、高等部を延長するという選択肢と、高等教育機会均等法成立により可能となった高等部を卒業し大学に進学するという選択肢、そして、第三の選択肢として、最長 22 歳まで高等部の在籍を延長しながら同時に大学の授業も受ける「二重学籍」という 3 つの選択肢が存在している。

第2節 高等教育機会均等法成立の経緯

1997年から1998年にかけて、ICI（図3参照）は、アメリカ連邦政府からの助成を受けて、学習障害のある人たちが大学に行かせるというプロジェクトを立ち上げ、そのプログラムを開始した。そのプログラムは、マサチューセッツ州内の5つの大学と提携し、そこで学習障害や知的障害のある学生たちを大学に受け入れるというものであった。そして、その後、プログラムの効果を測定するために、様々なリサーチを行った結果、このプ



図3 ICI、THINK COLLEGEのオフィスにて（Debra Hartと）

ログラムが、障害学生たちにとっても大きな効果をもたらしていることが明らかになった。そこで、ICIは、それらの有益な成果について、ワシントンDCにいる連邦議員たちに報告し、このような取り組みをさらに積極的に広げていくよう働きかけた。働きかけた対象の議員は、全米ダウン症協会の主宰をしている政治家や障害者福祉に熱心な上院議員や下院議員などである。こうした活動を通じて、高等教育機会均等法を改正し、知的障害者に対しても大学の門戸を開くよう積極的に働きかけたのである。このような地道な活動が、次第に大きな運動になっていき、その結果、同法は改正され成立した。この法律改正においては、民主党、共和党、両党が賛成し、全会一致で議会を通過した。アメリカ連邦議会では、しばしば互いに、片方が提案した案件は、他方が反対するという傾向が強い中、この法案のように全会一致というのは非常に珍しいケースであった。法律改正案を通した経緯は、まず、共和党はハーパー上院議員、民主党はホーキンス上院議員のふたりが組んで、彼らがこの改正法案を通すことを目的として、議会内に委員会を立ち上げた。この委員会は、教育に対して前向きで熱心な議員たちで構成された。それと共に、ICIなどは、草の根運動ということで、各居住地域でこのプロジェクトに関わってきた人たちが、今度は、全米を舞台に、障害当事者の家族や教育関係者、福祉関係者など広範な人々に法案改正を働きかけていったのである。彼らは、地元の上院議員や下院議員に電話や手紙、Eメールを送り、「こういう運動が盛り上がっているので、是非この法案を通してください」「この法律は障害者にとって絶対に必要です」などと熱心に訴えていったのである。このように、政治家サイドからのトップダウンと、地域の草の根運動からのボトムアップの両方から法案成立に向けた運動を行うことで、最終的には、全会一致で法案が成立したのである。

ICIに勤務する Debra Hart は、知的障害者の大学進学について、それを制度化した中心的人物のひとり

である。彼女が、このような運動を始めたきっかけは、ある障害児とその母親との出会いがあった。彼女は、1993年頃、すでにICIで仕事をしていたが、当時、ある幼稚園児の母親から相談を受けた。その幼稚園児は、重度の身体障害と知的障害を併せ持っており、かなり不自由な生活を余儀なくされていたが、自分で何かをやりたいというモチベーションはとても大きい子どもであった。そこで、母親は、障害を持つわが子を小学校の健常児のクラスに入れることを希望した。Debra Hartは、その母親の希望を叶えるために支援をした。学校と交渉し、行政から補助金を引っ張ってきて、補助教員をつけることに成功し、健常児のクラスに入ることができた。その子は、その後、高校までずっと健常児のクラスで過ごした。そして、Debra Hartは、息子が高校卒業を間近に控えた頃、その母親からひとつの相談を受けた。「自分の息子は、先生のおかげでずっと一貫して健常児クラスで学ぶことができた。だから、この子が高校を卒業したら、次は、是非、大学に行かせてやりたい。本人もすごく向学心を持っている。知的障害のあるわが子を大学に行かせるためにはどういった方法があるのでしょうか」と尋ねられた。そこで、Debra Hartは、「今、アメリカでは、知的障害者が行ける大学は皆無に等しいけれども、息子さんのために、自分が調査して、知的障害者の大学進学モデルを作ってみましょう」と言った。それがこの運動のそもそものきっかけであった。それから1997年に連邦政府からの補助金が付いて、大学における知的障害者のためのインクルージョンプログラムを3年間行いみごとに成功した。そこで、2000年頃より、今度は全米各地でこのプログラムを開始するための準備を行い、これを研究事業として各地で展開し、データ収集を進めていった。そのような取り組みを行っていく中、「知的障害者の大学進学」という考え方が徐々に広がっていったのである。障害者運動は、しばしば、障害者の両親が、「息子や娘の願いを叶えてやりたい」という思いがきっかけになり、それが推進力となって前進することが多い。ワシントンDCには障害者支援団体などの全米の事務局が多く存在する。それらの団体で働いている女性たちの多くは、障害を持った子どもを持つ母親である。ICIは、このような女性たちの支持や共感を得ながら、積極的に、団体の会員に対し、様々な教育研修やトレーニング、あるいはテクニカルアシスタントなどを行っている。その中でもICIは、「教育のユニバーサルデザイン」というものを強く重視している。「教育のユニバーサルデザイン」とは、障害学生のために特化された授業を行うのではなく、障害のある学生も健常の学生も、両者にとってわかりやすく楽しい授業を行うということである。ICIは、教育のユニバーサルデザインとしての教授法について、大学の教師などにも指導を行っている。大学の教員というのは、専門分野のエキスパートではあるが、学生に対して授業を行う教師としての正式なトレーニングを受けていないのが一般的である。

そのような大学の教員は、障害を持った学生が授業に来ると、その学生たちの方が一般の学生たちよりも、熱心に授業を受けるし、宿題はちゃんとすることに感心する。また、健常者の学生たちが、自分たちよりも苦勞しながら学んでいる知的障害学生たちを見ると、自分たちもしっかりとしなければとやる気を

出し、そのことがクラス全体のレベルアップにつながるという。さらに、障害を持った学生たちが頑張って授業を受けている姿を見ると、健常者は、「この人たちの人権を守るために、自分たちにもできることはやろう」と支援者になるという。

アメリカでは、幼稚園の年長組から高校3年生までが義務教育であるが、幼児期からインクルージョンを熱心に進めていても、中学3年生になると障害を持った子どもたちは、分離されたクラスで授業を受ける。そのため、折角うまくいっていたインクルーシブな状況が逆戻りしてしまう。一方、高校では知的障害者は普通の授業についていけないだろうということで、健常の高校生と分離されていた知的障害を持つ学生たちが大学で授業を受けているのを見ると、高校の教員たちは、「彼らが大学に行くことができるのであれば、自分たちが高校で教えられることをもっと教えて、健常者のクラスに溶け込ませておいた方が、彼らにとっての大学入学後の学生生活がより容易になるのではないか」というような考えを持つようになるのである。したがって、知的障害者が大学に行くということが、逆にその前の教育のところに大きく影響を与えることが起こりつつあるという。

2014年現在、知的障害者を受け入れている大学は、全米で約250校であるが、ICIでは、今後は、もっと受け入れ大学を増やし、最低でも知的障害者の受け入れ校を、全米で今の2倍以上を増やしたいと考えている。

知的障害者に対する教育というのは、これまで自立することや仕事のためのスキルを身につけること、就職するという事に力を入れてきた。そのため、高校では、座学中心のクラスから分離させられ、ライフスキルの授業ばかりを受けざるを得ないというのが知的障害者の状況であった。このことについて、Debra Hartは、重視すべきことは生涯学習であり、その中身は、ライフスキルを身につけることも必要であり、座学による知識の習得も同時に必要であり、いずれかひとつだけを選択するべきではないのではないかと語る。大学のキャンパス生活の中で、授業を受けること、サークル活動に所属すること、あるいはランチルームで食事をするなどを通じて、自分にとって一番必要とされるライフスキルというものは、様々なところで培われる。学生寮で料理の仕方を覚えたり、自分で選択したものをやった結果というものを自ら体験する。その中には、成功体験もあれば、失敗体験もある。したがって、自分の決めたことが、いい結果に向かうこともあれば、逆に悪い方向に向かうこともある。そこで、人間的な成長や成熟が出てくるのである。障害学生たちも、実際に様々なことが起こっている現実の世界の中で体験して学んでいる。特に、ソーシャルスキル（社会生活を送るための技術）はまさにそうである。そのようなことこそが非常に重要で、こういったことは、授業で教えられるものではないのである。

第3章 アメリカにおける知的障害者の大学進学の実状

第1節 大学における知的障害者受け入れ状況

大学の入学試験の内容は、プログラム毎に異なっている。マサチューセッツ州の場合、多くの大学では、対象となる障害者は、高校で通常の卒業証書をもってならず、特別支援教育を受けたということの証明となる高校修了書をもってしている。また、入試にあたっては、授業を受けるだけの学力があるかなどといったテストや審査は一切行われない。ほとんどの学生は知的障害を持った人たちのため、そういった条件があると、最初から排除されてしまうからである。高等教育機会均等法には、障害者に対する連邦政府からの授業料の補助制度が規定されていて、法律は、大学進学を希望する人は誰でも大学に通うことができることを志向している。そのような法律の主旨に基づき、大学側も入学を希望する障害者については、通常の高校の卒業証書の取得を必須としないこととしている。

また、入学試験といっても、学生たちは、テストを受けるのではなく、書類審査だけによって選考される。このプログラムの対象となる障害者は、入学試験を受けるときは、まだ高校に在学している。そこで、高校在学中に IEP (Individualized Education Program : 個別の教育計画) のチームは、その生徒に大学進学を希望するかということを確認した上で、大学への見学などを案内し、実際に大学とはこういうところで、こういう環境で勉強をして、授業内容はこのようなものであるというようなことを把握させる。その上で、本人がやはり行きたいと決断した場合に、その希望に合わせて IEP のチームが学生と一緒に入学試験の手続きを行う。一方、高校を卒業した 22 歳以上のおとなの知的障害者が大学に行って勉強したいという場合には、各居住地の障害者福祉のオフィスや、プログラムコーディネーターなどが IEP のチームの代わりとなって入学試験の手続きをする。

なお、大学入学希望者が定員数を上回ってしまった場合は、不合格者が発生することになる。その場合、不合格となった人は、他の大学を再度受験することが可能である。

知的障害学生の入学定員は、概ね大学に所属するの全学生数の 1 パーセント程度と規定されている。したがって、全学生数が 1,500 人の大学であれば、知的障害学生の人数は、概ね 15 人から 20 人程度である。これは、あまり多くの知的障害者がいると、授業がうまく進まないことを考慮しての人数である。

アメリカ国内には知的障害者を大学に受け入れるためのプログラムが数多く存在するが、それらは、主に 3 つのタイプに分かれている。ひとつが「完全分離型」のプログラムである。一般の学生の授業と知的障害者の授業とを完全に分離する方法である。レズリー大学の Thtrshold Program などがこれに該当する。2

つめのタイプが、「完全分離型」と「完全統合型」の中間に属する「分離・統合折衷型」である。そこでは、事前に知的障害者が受けることが可能である授業として規定されたいくつかの授業については、健常学生に混ざって受講することができるというコンビネーション単位があり、それ以外は、知的障害者だけのクラスで授業を受けるという形態である。そして、3 つめのタイプが、完全に大学の中に溶け込んでいる形の「完全統合型」である。そこでは、授業を知的障害者だけで別の教室で受けたり、あるいは分離されたところで活動するということは一切なく、完全に健常者の学生と一緒に授業を受けるというものである。このプログラムの最大の目標は、学生が卒業後、就職し、健常者の社会の中で、自活ができるということを目指しているために、大学生活においても完全なるインクルーシブな環境設定を行っているということである。したがって、大学では、学生が授業を受けることによって、卒業した時には就職が決まり、プログラム終了とともに自活ができる、そのような目標に基づいて、アドバイザーと共にどのような授業、単位をとって、職業に応じた単位構成をするかという計画を行っている。なお、THINK COLLEGE のプログラムは、「完全統合型」であり、大学の中に完全に溶け込むタイプのものである。「完全統合型」のプログラムにおいても、障害学生全体の4分の1は自閉症や学習障害と診断された広汎性発達障害である。なお、知的障害学生の場合は、大学の平常の授業を取る時は、試験を受けて単位を取得することが困難であるため、単位取得の必要がない聴講生として授業に参加している。聴講生の場合、成績も付かず、単位取得もできない。

第2節 アメリカ全土における大学の知的障害者受け入れの全般的状況

マサチューセッツ州は、知的障害者の大学受け入れにおいて、全米で最も進んでいる州のひとつであり、大学に通う知的障害者の数も多いが、アメリカ全土を俯瞰的に見ると、実際にはまだまだ少ない状況がある。例えば、アメリカ東海岸と西海岸は比較的大学進学者は多いが、アメリカ中央部では、このような動きは全く起こっていない。日本と比較する限り、アメリカでは知的障害者を大学に受け入れるプログラムは多くの大学に存在するが、国内的には、全く足りていないという状況がある。THINK COLLEGE が運営するNCC（National Coordinating Center）として、連邦政府からの補助金を受けて、THINK

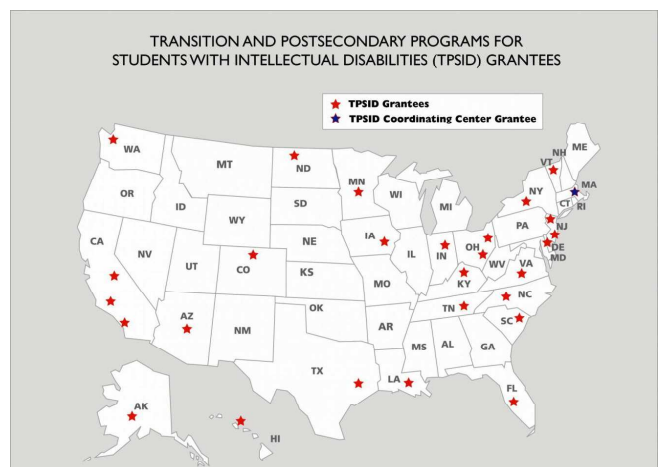


図4 THINK COLLEGEのプログラムを導入している大学

COLLEGE プログラムが行われているところが 27 ヶ所あり、これが 23 州にまたがっている。(図 4 参照) そのプログラムに参加している大学が 44 校である。これらの大学は、NCC により、1 年間の取り組みの内容に関して、毎年、評価システムに基づく評価が行われる。このような評価システムは、高等教育機会均等法により支給される補助金や、THINK COLLEGE や ICI が活動するために支払われる補助金を受け取るための前提条件として存在しており、各大学の評価結果は連邦政府に報告することが義務づけられている。また、それらのプログラムがどのような品質で行われているかなどの内部監査も義務づけられており、自分たち自身の活動を監査し、その結果を、連邦政府の予算委員会及び監視委員会に提出、報告しなければならない。そうしなければ、補助金を受け取ることができないのである。

そこで問題になることは、THINK COLLEGE が関わっている学生については、評価システムをまとめる際は、学生の性別、出身地、あるいはその他の個人情報記録に記載されないが、他のいろいろな情報源を見ると、個人の特定が可能になってしまうことである。そのため、この評価システムの結果というのは一切公表することができなくなっており、これは、連邦政府の個人情報守秘義務となっている。ただ、THINK COLLEGE は、この 27 のプロジェクトに関して、毎年、年次報ということでホームページで公表している。既に、初年度と 2 年度の内容はホームページ上に公表している。また、他の州も、THINK COLLEGE が制作した評価システムを有料で利用している。この評価システムを利用している州が、カリフォルニア州、サウスカロライナ州、ジョージア州、そして、ペンシルバニア州である。これらの州から上がってくるデータと、THINK COLLEGE が包括している 27 のプロジェクトの結果とを比較し分析なども行い各大学の取り組み等について調査・研究を行っている。

なお、知的障害者が大学の授業に参加することにより、教員たちは自分が学生たちによりよく教えられるように、自分の指導する技術が向上したと答えている。さらに、他の学生からの感想では、知的障害生がいることで、授業がわかりやすくなったとか、自分たちのためになったと語られている。そのような状況があるため、教員たちは、知的障害者の学生たちに対して、できるだけ自分の授業に参加することを勧める姿も見られるようになっているという。このような経過から、元々は、知的障害者や自閉症等といわれると、何もできない、レベルが低いなどとレッテルが貼られていたが、次第に、そのようなことに対する見方も変わってきており、知的障害者に対する期待度やとらえ方はかなり向上してきているという。また、学生である知的障害者自身にも大きな変化が見られるようになった。すなわち、以前は、自分は知的障害者であるということで、自尊感情が低かった学生が、「自分は大学生である」という自覚と誇りを持つようになってきたり、自分自身に対するとらえ方が大きく変わり、自尊心が育ってきているという。それと共に、本人の人間的な成熟度が大幅に向上しており、これは他の健常者といえるからこそ起こりうることであろう。

こうした中、雇用率の増加やインターンシップの実習が増えるなどのデータは取れるが、このような人間的な成熟、各学生が成長して一人前の社会人になっていくということに関しては、どのような形で測定、評価したら明確化されるかという評価手法が見つからないことが課題であるということであった。現在、THINK COLLEGE では、そのような課題について研究しており、本人の状態を動画で撮影し記録することで明らかにする方法を模索しているという。例えば、何か同じようなことをやらせる。そこでどういった変化が出てくるかということの時系列に記録してデータとして保存し、それらを比較検討し、成長を明らかにするということである。しかしながら、このような手法は、人権保護の観点で問題を抱える可能性もあり今後さらに検討していきたいということであった。

第3節 マサチューセッツ州における大学の知的障害者受け入れの状況

マサチューセッツ州には、大学が合計 66 校ある。その中で、知的障害者を受け入れている大学は、以下の 10 校である。(図 5 参照)

① Westfield State University、② Holyoke Community College、③ UMass Amharst、④ Middlesex Community College、⑤ Bunker Hill Community College、⑥ Roxbury Community College、⑦ MassBay Community College、⑧ UMass Boston、⑨ Bridgewater State University、⑩ Cape Cod Community College。

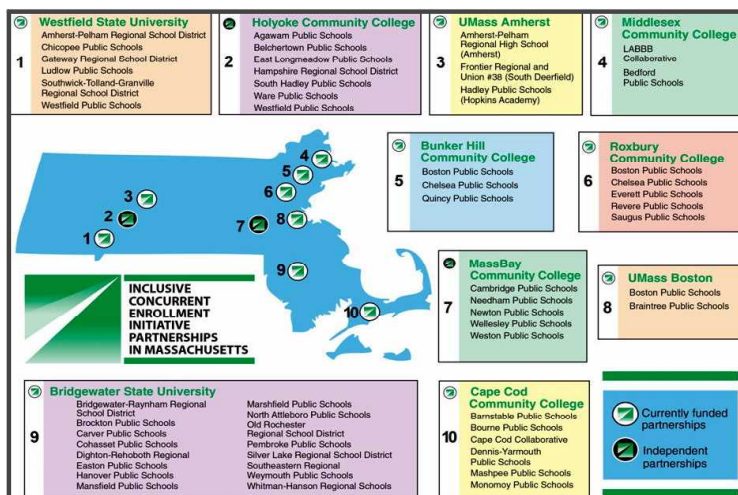


図5 マサチューセッツ州内の知的障害者を受け入れている大学

なお、マサチューセッツ州では、865 人の知的障害者が大学に通っており、知的障害学生の年齢層は、18 歳から 53 歳で、平均年齢は 20 歳である。性別は、男性 6 割、女性 4 割である。知的障害者のうち、大学に進学している人は、全体の 22 パーセントである。知的障害学生の居住の場として、州内に 14 ヶ所の知的障害学生のための学生寮が完備されている。また、知的障害学生の 7 パーセントが自宅から通学しており、その他の学生の多くは、障害のない一般の学生と一緒に学生寮で生活している。

第4章 大学における知的障害者受け入れの具体的な取り組み状況

第1節 レズリー大学「Threshold Program」

レズリー大学（図6参照）では、1981年に、知的障害者教育のセクションを担う Threshold Program が確立した。そのプログラムの創設並びに今日まで中心的管理・運営してきたのが、Arlyn Roffman である。当時は、全米においても知的障害者が大学に進学するという選択肢はまったくなかった時代であった。そこでレズリー大学では、知能指数が70から95ぐらいの健常者よりわずかに低い人を対象とした大学受け入れプログラムに取り組んだ。このプログラム



図6 レズリー大学にて（Arlyn Roffman氏と）

は、年を追う毎に改良を加えてきているが、基本的な内容については、現在も同様に行われている。このプログラムの主たる対象者は、知的障害者と発達障害者であるが、それ以外にもてんかんの発作を持った人、聴覚障害者、身体障害者なども含まれている。レズリー大学では、教育年限を2年間とするプログラムに毎年24名の学生が入学している。

レズリー大学が、知的障害者を受け入れた最大の目的は、知的障害者に対して大学生活を体験させる機会を与えることであった。大学での教育プログラムの実施においては、彼らには、独自のスペシャルニーズがあるため、一般の大学生とは別のクラスを編成する「完全分離型」である。そこでの授業の内容は、主に、お金の管理や調理、自分の自由時間をどのように計画立案し楽しく過ごすか等のライフスキル向上に関する学習や、就職のための就労スキルを身につけることである。

一般の大学生とは分離したクラスで授業を行っているが、クラスは違っても、キャンパスの中で様々な学生たちと学び交流するということが重要な課題として取り組んできた。例えば、他の学生たちと一緒にカフェテリアなどで食事をしたり、ジムに行き一緒に運動をしたり、学内の演劇部やコーラス部に所属し、一緒に活動に参加するなどの交流が見られる。このような Threshold Program のいいところは、学生たちが自分と同じ境遇の友だちを作ることができ、授業の中で自分と同じ境遇の学生たちの行動様式などを互いに学び合う機会があるということである。またもう一つのメリットとしては、教員が、こういった障害を持った学生たちに対する教育方法等についての専門的な教育訓練を受けているため、指導が非常に上手

であるということがあげられる。したがって、このプログラムに参加する学生にとっては、彼らのニーズを理解している教員たちによって、彼らの今後の生活などに必要な授業を非常に綿密に大学のキャンパスの中で受けられるという利点がある。一方、大学にとっては社会的なつながりでそういった障害のある学生たちをキャンパス内に迎え入れ、障害者と健常者が互いに交流する場を提供することにより、人権教育やインクルーシブな社会の構成員として一般の学生たちを育成することができるというメリットがある。例えば、健常の学生と知的障害のある学生とが、キャンパス内で直接的にふれあうことで、「怖い」とか「近寄りたくない」「関わりたくない」などといった偏見や差別意識が解消するとともに、障害を持っている人も自分たちと同じ人間なのだという認識を高めるのに役立っている。また、実際に知的障害の人と接する際の接し方についても学ぶ機会となっている。例えば、相手の目を見て話すとか、できるだけ身振り手振りを使って話す、会話のきっかけはどのような形で話を始めるかなど、知的障害者とのコミュニケーションの取り方などについて、キャンパスの中で、体験的に学ぶ機会になっている。こうした体験的な学びは、将来の職業生活、社会生活においても、知的障害者に関わるときに役立っている。また、Threshold Program では、知的障害者に対する教育や支援に関する専門家である mentor（指導員）がプログラムの中に位置づけられており、プログラムに所属している知的障害学生を常に把握し、知的障害学生を担当する教員に適切な助言や指導を行っている。mentor は、大学卒業後も、彼らが、地域社会に溶け込んで、健常者の人たちとうまくコミュニケーションが取れているか、料理や通勤など大学で学んだライフスキルを生かしてアパートで問題なく生活ができているかなどについて状況を確認し、必要に応じてアフターケアを行っている。このように、Threshold Program の特徴のひとつは、大学卒業後の充実した社会生活の確立を想定して学んでいるということである。

第2節 マサチューセッツ州立大学ボストン校「THINK COLLEGE Program」

マサチューセッツ州立大学ボストン校（UMass Boston : University of Massachusetts Boston）（図7参照）も、大学に知的障害者を積極的に受け入れているが、前節で述べたレズリー大学における受け入れ方法とは全く異なる形態を取っている。UMass Boston では、知的障害者だけのクラス編成や授業は行っておらず、知的障害学生たちは、自



図7 UMass Bostonにて(Felicia L. Wilczenski, EdDと)

分の興味ある内容を教えている一般の授業に参加して学んでいる。この大学に進学する知的障害者のほとんどは、知的障害の程度が軽度であり、日本では、知能指数が 70 以上の境界といわれる人たちである。大学には、彼らの学生生活をサポートしている障害学生サポートセンターが設置されており、障害学生たちの様々な相談に乗ったり、周囲との調整を行っている。例えば、周囲に多くの人がいることで騒がしい状況が苦手な学生は、授業と授業の合間にサポートセンターに来訪し、自学自習をすることも可能である。また、高校の卒業資格を有していないということで、授業には来ているが単位を取得できない学生もいる。そうした学生に対しても、大学側としては、単位は取れなくても、学校に来てキャンパスライフを送ってほしい願っている。その理由のひとつは、大学に入るまでの学齢期は、ずっと特別支援教育の対象者ということで、学校の中でも知的障害者とばかり関わってきており、彼らは、大学に来て初めて自分たちと同年代の一般の学生たちとの間に接点ができる。そのことの意義はとても大きく、大学で一般の人との関わり方を学んだり、一般の生活様式を学ぶことは、卒業後の社会生活に大きく役立っている。

また、健常者の側も、日常的に大学のキャンパス内で知的障害者と自然な形でふれあうことは、知的障害者に対する誤解や偏見を取り除く上で大きな意味を持っている。大学に知的障害を持つ学生が入学して来ると、サポートセンターでは、まず、その学生がどのようなことに興味があり、どの授業を受講したいのか、その授業でどんなことを学びたいのかなどについて確認をする。その上で、その学生に適する授業を選択し、授業担当教員に対し、受講を希望している学生の状況や要望について報告する。さらに、その学生に応じた教育や支援の方法等についてのアドバイスを行ったり、意見交換を行う中で、教員は、授業の内容や進め方等について調整を行うのである。例えば、英語の授業では、「クリエイティブ・ライティング」といって、詩や文章、小説など書く授業がある。それぞれの授業にも難易度によって段階が分かれており、知的障害学生は、導入段階としての最も初歩の授業を、聴講生として登録する。聴講生として登録する理由は、正規の受講として、成績が付く形で登録すると、学生本人にとって大きな負担となってしまうからである。一方、教員にとっても、知的障害のある学生に対して成績を付けるということについては、やはりためらいを持ってしまうということもあるようだ。こうして、学生個々人の受講登録が終了し、授業を受け始めることによって、各学生たちは、大学生として学内のコミュニティの一員となるのである。その後、各学生は、学生センターで学生証の発行手続きを行い、学生証を受け取る。学生証を提示することにより、学生たちは、キャンパス内で様々なサービスやアクティビティへのアクセスが可能となる。また、サポートセンターにおいて、自分が必要とする様々なサポート、例えば、個別の補助教員を要請することなども可能である。さらに、スポーツ関係であれば、プールやバスケットボールコート、あるいは、競技場などの使用が可能となり、その他様々なアクティビティやサークル活動に参加することが可能となる。また、音楽に興味のある学生については、大学では、音楽機材等の設備が大変に充実しており、そこ

でドラムやピアノ、歌のレッスンなどの受講をすることも可能である。例えば、日本に興味があるからいつか日本に行きたいと思って日本語を学んでいる学生もいるし、水泳の授業では、今まで泳げなかったけれども、大学で水泳の授業を取ることによって、泳ぐことができるようになる学生もいる。このように、本人が自覚して様々なことができいき、自由な活動ができるようになっていくのである。さらに、「自分が新しく何ができるか」という自分自身の再発見にもつながるのである。また、大学では、様々な交通機関の利用方法を学ぶ「トラベルトレーニング」という授業があり、それを受講することにより、電車の乗り方なども習得する。学生たちは、自宅や学生寮から電車で最寄りの駅まで来て、そこからシャトルバスに乗って学校まで来て授業を受けて帰るということが可能になり、次第に行動範囲が広がっていく。そのようなことを通じて、電車やバスを乗り継いで、ボストン美術館などに自分で調べて行くことができるような学生も増えてきている。

また、学内には、知的障害学生に対する支援方法として、学生同士によるサポートシステムが存在する。これは健常の学生と知的障害学生とがペアリングを行い、健常学生は、障害学生のメンターとして、1対1で、週に最低1回、1時間ほど一緒に過ごす時間を設けることになっている。そこでは、例えばコーヒーを飲みながらであったり、キャンパス内を散歩しながらであったり、授業を受ける教室内であったり、そうした場所で、学友とのコミュニケーションのことなど様々なことについて話し合いを持つ機会ができる。概ね同じ年頃の学生がメンターとしてペアになり、そこからメンターの紹介で、他の友だちの輪の中に入ったりすることにより、多くの学生が、知的障害学生に対し、どのようなところでどのような援助が必要かなどについて理解できるような仕組みを学内に作っている。そのような環境設定をすることにより、障害学生たちが、学生生活において困った時などに、サポートセンターのオフィスを頼るだけでなく、キャンパスの他のところにも自らの居場所を作るようにしているのである。こうした取り組みは、知的障害学生にとって非常に有効に機能しているという。実際、知的障害を持つ学生たちの通常の行動や反応は、同じ年頃の健常の学生と共通している部分も少なくない。例えば、入学当初は、授業に行くのに緊張したり、ある授業は好きだが他の授業は嫌いであったり、始業時刻に間に合わず遅刻したり、欠席したりなどの行動様式を照らし合わせると、ちょうど高校を卒業して入ってきた健常の新入生の行動とほぼ一致している。

学生たちは、大学で何学期も過ごしていると、入学当初と比較すると大きな成長が見られる。学生は初めは自信がなくおどおどして、何をしたらいいのかわからなかったのが、自分にもこんなことができるということで自信を持ち、そしてさらには自立や独立心が旺盛になる。それに従って、初めは人前で話すことをためらっていた学生が、首都ワシントンなどに行って、大きなステージで堂々とひとりで発表することさえもできるほどに自信を持ったり、独立心を持ったりしている。

また、クラスの教員や他の学生たちも、知的障害学生がいることにより、各クラスで様々な恩恵がクラスに働いていると語っている。例えば、教員たちは、普段教えていたことに対し、普通の学生から返ってくる質問や意見とは異なる視点からの意見などが出されるという。そこで、普通の常識では考えられない発言によって、他の学生たちは、より広範にものごとを考えさせられるようになったり、あるいは教員もこういう見方もあるのだと知る機会にもなるという。例えば、詩の授業で、一般の学生たちは、体裁よく格好付けた作品を作り出そうとするが、知的障害学生は、自分の体裁などに構わず、ストレートに表現したいことを表現する。これは、荒削りではあるが、周囲に対し説得力や感動をもたらすことが多く、それにより「本当の創作活動というのはこういうものだ」と、新たな発見に心躍らす学生たちも少なくないという。

このようにして、単位は取れず、大学の卒業学位も取れないが、授業を取ることによって、就職に有利に働くようなスキルを身につけるのである。それらは、いわゆる「ソフトスキル」というもので、自信を持つことや自分が自立していろいろな行動ができるようになることは、将来、仕事をする上でとても重要なことなのである。

また、大学では、アルバイト学生として学内において働いてる知的障害学生も少なくない。様々な事務の補助業務をしたり、あるいは、キャンパス内にある植物園の管理・清掃業務など、様々な業務を行っている。こうした労働に対しては、賃金を支払うための学内の予算や他団体からの寄附金などが活用されている。このように雇用関係を結ぶメリットのひとつは、それにより学生たちがより頻繁にキャンパスを訪れ、より多くのことを他の学生たちから学ぶ機会が増えるということがあげられる。

アメリカでは、今日、知的障害者が、福祉作業所で単純作業をするのではなく、一般の健常者と一緒に仕事ができるような雇用体制にしていこうとする動きがあり、福祉作業所は徐々に閉鎖されつつある。このようにインクルーシブな社会を作る上で、THINK COLLEGE が中心的に取り組んでいるような、大学が知的障害者を積極的に受け入れる事業は、全く新しい今日的な取り組みである。レズリー大学やランドマーク大学、バーナーミューザー大学などでは、知的障害学生を積極的に受け入れるために、一人あたり200万円から300万円のコストをかけて、知的障害者のための学生寮を建設している。

各大学は、できるだけ積極的に知的障害学生を受け入れるべく、大学の敷居を低くして、例え単位は取れなくても知的障害を持つ学生たちが一般の学生と一緒に学ぶ機会を持って、それにより双方に恩恵があるようにしている。アメリカには、「コミュニティカレッジ」という、公立の大学で、学費が安く、入りやすい大学がある。そういったところでも、インクルージョンのクラスが増えてきている。コミュニティカレッジの場合、通常総合大学に比較すると、ある程度、学問的な大変さというものが軽減されており、学生たちの興味がある授業や趣味的な授業もあるため、知的障害学生を受け入れやすい状況がある。それ

に比べ、マサチューセッツ州立大学などのように、比較的規模が大きい大学では、一クラスの人数も多く、また広さも広いし、授業の種類も多いなどの理由で、学生の状況によっては、本人の適応が困難であるところもある。そのため、学生が入学してきた段階で、本人の希望と、実際の授業の内容や環境が、うまくかみ合っているかということも検討し、必要に応じて、大学側で調整するというも行っている。

おわりに

アメリカの知的障害者の現状を知る中で、誰にでも教育を受ける権利があること、そして、社会は、学びたいと思う人に対し、それを排除することなく、等しくその機会を提供する責任があるということを再確認した。障害者権利条約におけるキーワードとなっている「合理的配慮」という言葉は、まさに、そういうことである。

条約を批准した日本において、知的障害者の高等教育保障の問題は、今後益々重要性を増してくるに違いない。2016年4月には、障害者差別解消法が施行される。その法解釈の中で、教育を受ける権利の保障実現の条件整備の運動を進めていくことが不可欠であろう。

私たちの法人としては、目の前に、「もっと学びたい」「もっと成長したい」「もっといろいろな体験をしたい」「もっと自分に自信を持ってから社会に出たい」「もっと青春を謳歌したい」「もっとたくさん友だちを作りたい」など、様々な青年たちの願望や要望がある限り、それらの実現に少しでも力になるために、カレッジの質的、量的拡大を今後も志向していきたいと考える。

近い将来、わが国の知的障害者が、何歳になっても、どこに住んでいても、大学で学びたいと思った人が、学びの場を保障される日本になっていくことを願っている。